（指定本邦航空運送事業者の訓練及び審査規程の変更）

第百六十四条の十四　指定本邦航空運送事業者が第百六十四条の四第三項第一号ハ又は第二号ロに掲げる事項を変更しようとするときは、訓練及び審査規程（変更に係る部分に限る。）を国土交通大臣に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

2　前項の承認は、変更に係る事項が第百六十四条の五の基準に適合するかどうかを審査して行うものとする。

（出発前の確認）

第百六十四条の十五　（略）

（安全阻害行為等の禁止）

第百六十四条の十六　（略）

第百六十四条の十七　（略）

（届出）

第二百三十八条　次の表の上欄に掲げる者は、同表中欄に掲げる場合に該当することとなつたときには、遅滞なく（耐空検査員又は操縦技能審査員が耐空検査員の証又は操縦技能審査員の証を失つた場合にあつては十日以内に、航空従事者又は操縦練習生が技能証明書若しくは航空身体検査証明書又は航空機操縦練習許可書を失つた場合にあつては三十日以内に、航空保安無線施設又は航空灯火の設置者が当該施設の運用時間を変更しようとする場合にあつてはその十日前までに）、同表下欄に掲げる事項、氏名又は名称、住所その他必要な事項を付記してその旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

届出義務者	届出を行う場合	付記事項
一～十　（略）	（略）	（略）
十一　指定本邦航空運送事業者	第百六十四条の四第二項の訓練及び審査規程を変更した場合（当該変更について第百六十四条の十四第一項の規定による承認を受けた場合を除く。）	
十二　（略）	（略）	（略）

（職権の委任）

第二百四十条　法及びこの省令に規定する国土交通大臣の権限で次に掲げるものは、地方航空局長に行わせる。

一～十六　（略）

十七　法第四十七条第二項の規定による検査（空港法（昭和三十一年法律第八十号）第四条第一項第一号及び第三号から第五号までに掲げる空港並びに当該空港の設置者が設置する航空保安施設（衛星航法補助施設を除く。）並びに衛星航法補助施設に係るものを除く。）

十七の二～四十　（略）

四十の二　法第百三十二条ただし書の規定による許可

（新設）

（出発前の確認）

第百六十四条の十四　（略）

（安全阻害行為等の禁止）

第百六十四条の十五　（略）

第百六十四条の十六　（略）

（届出）

第二百三十八条　次の表の上欄に掲げる者は、同表中欄に掲げる場合に該当することとなつたときには、遅滞なく（耐空検査員又は操縦技能審査員が耐空検査員の証又は操縦技能審査員の証を失つた場合にあつては十日以内に、航空従事者又は操縦練習生が技能証明書若しくは航空身体検査証明書又は航空機操縦練習許可書を失つた場合にあつては三十日以内に、航空保安無線施設又は航空灯火の設置者が当該施設の運用時間を変更しようとする場合にあつてはその十日前までに）、同表下欄に掲げる事項、氏名又は名称、住所その他必要な事項を付記してその旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

届出義務者	届出を行う場合	付記事項
一～十　（略）	（略）	（略）
十一　指定本邦航空運送事業者	第百六十四条の四第二項の訓練及び審査規程を変更した場合	変更があつた期日
十二　（略）	（略）	（略）

（職権の委任）

第二百四十条　法及びこの省令に規定する国土交通大臣の権限で次に掲げるものは、地方航空局長に行わせる。

一～十六　（略）

十七　法第四十七条第二項の規定による検査（空港法（昭和三十一年法律第八十号）第四条第一項第一号及び第三号から第五号までに掲げる空港並びに衛星航法補助施設に係るものを除く。）

十七の二～四十　（略）

四十の二　法第百三十二条ただし書の規定による許可（同条第一号の空域における飛行に係るものに限る。）